

# ＝ 利子割額の控除・還付に関する明細書記載例 ＝

国	税	区	分	県税区分
○	1	1		1
○	2	2		2
×	3	3		3
○	4	4		4
×	5	5		5

上記×印の収入を除いて県税区分の収入金額欄に記入してください。

## 国税（法人税）申告用紙

所得税額の控除に関する明細書

区	分	収入金額	①について課される所得税額	②のうち控除を受ける所得税額
1	預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	63,840		
2	公社債の利子等	5,000	公社債利子 4,000円	割引債 1,000円
3	剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配	5,000		
4	集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配	5,000		
5	その他	4,000		
計				

  

個別法による場合	銘	柄	収入金額	所得税額	⑨のうち元本所有期間	⑩のうち元本所有期間	控除を受ける所得税額
			7	8	9	10	12

  

銘柄別簡便法による場合	銘	柄	収入金額	所得税額	⑬	⑭	⑮	⑯
			13	14	15	16	17	18

別表六(一)

## 県税(法人県民税)申告用紙

法人名 \_\_\_\_\_

整理番号 \_\_\_\_\_ 事務所 \_\_\_\_\_ 法人番号 \_\_\_\_\_ 申請日 \_\_\_\_\_

事業年度又は連結事業年度 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日から 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日まで

### 利子割額の控除・充当・還付に関する明細書

区	分	収入金額	①について課された利子割額	②のうち控除・充当・還付を受ける利子割額
1	預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	63,840	3,192	3,192
2	公社債の利子	4,000	200	200
3	投資信託の収益の分配	5,000	250	125
4	その他	4,000	200	200
計			3,842	3,717

利子割額の控除・充当・還付を受ける場合は必ず申告書に「第9号の2様式」及び「第9号の3様式」を添付の上提出してください。

- 「収入金額」は事業年度中に支払を受けた税引前の利子等を記載します。
- 「①について課された利子割額」は金融機関等から法人に通知される利息計算書等を確認の上、記載してください。なお、計⑤欄は法人税別表5(2)⑧の②欄と同額となります。
- 「公社債の利子②」「投資信託の収益の分配③」については、公社債利子等の計算期間のうち元本を所有していた期間に対応する部分を「個別法」又は「銘柄別簡便法」のいずれかの方法により計算して記載してください。この額を申告書(第6号様式)の②⑧欄に記載してください。

### 公社債の利子又は投資信託の収益の分配に係る控除・充当・還付を受ける利子割額の計算

個別法による場合	銘	柄	収入金額	④について課された利子割額	⑤	⑥のうち元本所有期間	⑦(小数点以下3位未満切り上げ)	⑧	控除・充当・還付を受ける利子割額
	A	社債	4,000	200	12	12	1,000	200	200
	B	投資信託	5,000	250	12	6	0.500	125	125

銘柄別簡便法による場合	銘	柄	収入金額	⑩について課された利子割額	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	控除・充当・還付を受ける利子割額

※ 個別法、銘柄別簡便法については「第9号の2様式記載の手引」を参照の上、計算してください。

金融機関の支店等の所在地(注)	区	分	課された利子割額	控除・充当・還付を受ける利子割額
(例) 熊本県	預貯金		3,000	3,000
	A社債		200	200
	B投資信託		250	125
	抵当証券		200	200
	計		3,650	3,525
東京都	預貯金		192	192
計		3,842	3,717	

利子割額の都道府県別明細書

都道府県名	事務所の有無	都道府県コード	控除・充当・還付を受ける利子割額	都道府県名	事務所の有無	都道府県コード	控除・充当・還付を受ける利子割額
北海道		01		滋賀		25	
青森		02		京都		26	
岩手		03		大阪		27	
宮城		04		兵庫		28	
秋田		05		奈良		29	
山形		06		和歌山		30	
福島		07		鳥取		31	
茨城		08		島根		32	
栃木		09		岡山		33	
群馬		10		広島		34	
埼玉		11		山口		35	
千葉		12		徳島		36	
東京	○	13	192	香川		37	
神奈川		14		愛媛		38	
新潟		15		高知		39	
富山		16		福岡		40	
石川		17		佐賀		41	
福井		18		長崎		42	
山梨		19		熊本	○	43	3,525
長野		20		大分		44	
岐阜		21		宮崎		45	
静岡		22		鹿児島		46	
愛知		23		沖縄		47	
三重		24		合計(48)			3,717

(注) この明細書は都道府県ごとの利子割額を記載します。この場合の都道府県は利子割額を特別徴収した金融機関の支店等の所在する都道府県です。

第九号の三様式(提出用)